

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-7 議決権の取得等の制限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の注意事項</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ <u>信用事業命令第27条第6項第10号</u>の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。</p> <p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-8-4-2 水協法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>信用事業命令第48条第1項第1号ホ（2）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ（2）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営</p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-7 議決権の取得等の制限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の注意事項</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ <u>信用事業命令第27条第6項第9号</u>の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。</p> <p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-8-4-2 水協法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>信用事業命令第48条第1項第1号ホ（2）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ（2）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこ</p>	<p>改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこ</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>とに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（注3） 中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者が債務減免等を含まない計画であって中小企業の事業再生ガイドライン第三部4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く。）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（<u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。</u>）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の</p>	<p>とに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p>（注3） 中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者が債務減免等を含まない計画であって中小企業の事業再生ガイドライン第三部4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く。）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続き（<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。</u>）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>事業再生計画（同法第 25 条第 1 項）、<u>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）及び円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和 7 年法律第 67 号）第 28 条第 1 項又は第 29 条に基づき効力が生じる権利変更決議に係る早期事業再生計画</u>については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と判断して差し支えない。</p> <p>（注 4）～（注） （略）</p> <p>（4） （略）</p>	<p>した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 1 項）<u>及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）</u>については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と判断して差し支えない。</p> <p>（注 4）～（注） （略）</p> <p>（4） （略）</p>

附 則

この通知の改正は、令和 8 年 7 月 9 日から適用する。ただし、Ⅲ－4－7（2）④及びⅢ－4－8－4－2（3）（注 3）のうち円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に係る事項については令和 8 年 12 月 11 日から適用する。